R5年産以降のナラシ事前契約関係の注意点について

- ・ナラシ対策ではR4年産から農業者が出荷販売する米穀について、事前契約等を要件化しております。
- ・このうち、農協等との数量ゼロの出荷・販売契約や、当初の販売計画立てていないにもかかわらず実需者に販売し、ナラシ対策の交付申請を行う事例は、需要に応じた米生産の実効性を確保する観点からは適切と言い難いことから、令和5年産以降の取扱いを見直しました。
- ・令和5年産以降は、下記の点に注意して加入申請いただくようお願いします。

R5年産以降の加入申請時の注意点

- 1 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者への出荷・販売について数量ゼロの出荷・販売契約 原則、交付対象外とします
- 2 実需者等への直接販売について 全ての販売区分が数量ゼロ・空欄の販売計画 **交付対象外** とします

<u>5年産の加入申請時に、「ゼロ」や空欄のある場合、</u> 出荷・販売してもその分は交付対象外となりますのでご注意ください

交付対象の考え方、具体例は次ページ以降をご確認ください

1 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者への出荷

交付対象の判断

加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
事前契約	生産実績数量		
契約あり	事前契約数量の範囲内 (取引先ごとの事前契約数量 及びそれらの合計数量)	0	
	事前契約数量を超過した分	\triangle	・超過分は取引先ごとに上乗せ更新の 再契約 が必要です ・実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収ま っていても、取引先ごとの個別の出荷数量がそれぞれの 事前契約数量を超過する場合は上乗せ更新の契約が必要 となります(別紙例1)
	事前契約数量を超過した分(事前契約数量がゼロの場合)	×	・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め 契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります ⇒事前契約数量がゼロの契約は交付対象外(別紙例2) ※変更点
契約なし	_	×	・需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、予め 契約数量を取り決めた上で加入申請する必要があります

- ・実際の出荷実績が事前契約数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・加入申請時点で、実需者等への「販売計画数量」として計上していた数量の全部又は一部を農協及び委託(出荷) 取引を主に行う事業者に出荷・販売する場合も、上記に従って取り扱います。
- ・ <u>事前契約をしていない場合及び事前契約数量をゼロとしている場合は、出荷・販売してもその分は交付対象外となりますので、ご注意ください。</u>

交付対象の判断

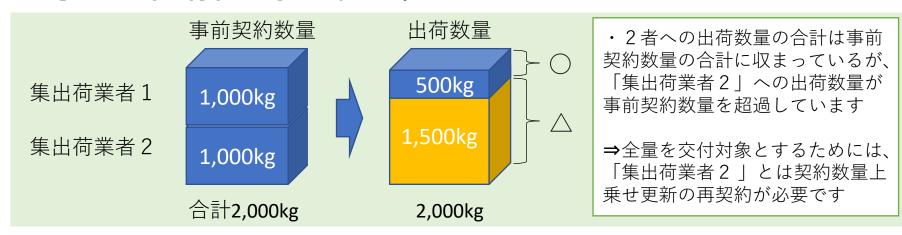
加入申請 (6/30)時点	交付申請 (翌4/30)時点	交付 対象	備考
販売計画	生産実績数量		
計画あり	当初の販売計画数量の 範囲内		・加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません(別紙例4)
	当初の販売計画数量を超過した分		・加入申請時点の販売計画とは別の販売先区分に変更・追加し、出荷・販売しても構いません(別紙例4)・実需に基づき販売されたものであるため、実際の販売実績を交付対象とします
計画なし		×	(販売計画に0と記入している場合) ・加入申請時点で、全ての販売先区分の販売計画数量がゼロの場合は、需要に応じた計画的な米生産を行っているとみなせず、計画なしの扱いとします →交付対象外(別紙例3)※変更点
			(販売計画が空欄の場合) ・計画なしの扱いとします <u>⇒交付対象外(別紙例3)※変更点</u>

- ・ 生産予定面積と地域の平均単収、あるいは前年の出荷・販売実績と照らし合わせた上で、実際の販売実績が販売 計画数量から大幅に乖離する場合は、その理由をお聞きする場合があります。
- ・農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者との事前契約数量の全部又は一部を実需者等(卸・小売・外食等)に 直接販売する場合も、上記に従って取り扱うこととします(別紙例5、6)。
- 販売計画が全くない場合は、販売してもその分は交付対象外となりますので、ご注意ください。

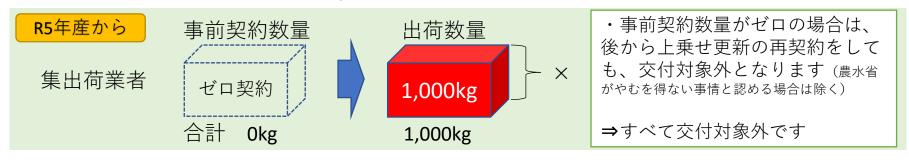
以下の具体例では、次の通り表記します

- ・農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者・・・「集出荷業者|
- ・実需者等(卸・小売・外食等)・・・「実需者|

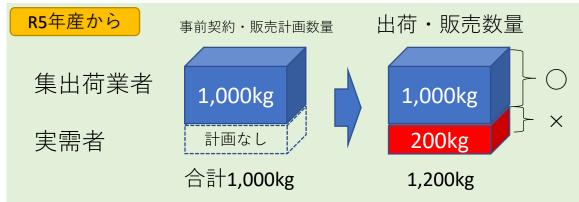
【例1】2者の集出荷業者と事前契約を締結



【例2】集出荷業者と事前契約を締結(事前契約数量が0の契約)



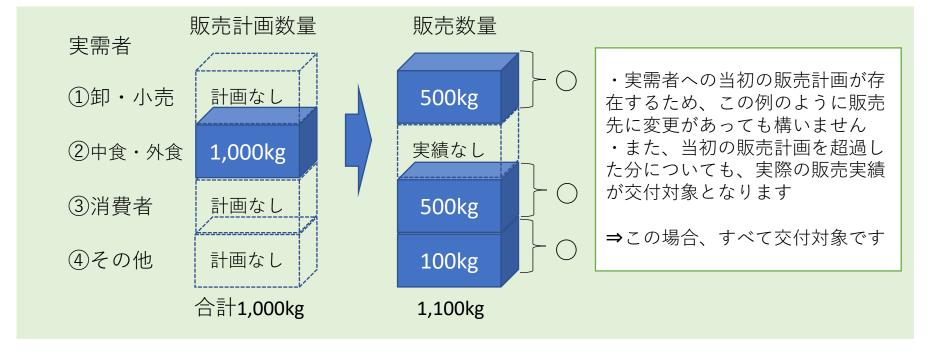
【例3】集出荷業者との事前契約のみで、実需者への販売計画は全くない



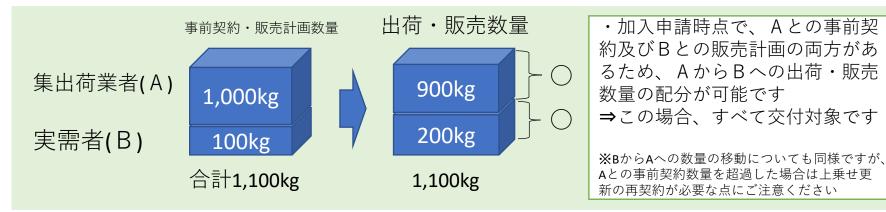
- ・加入申請時点で販売計画が全く ない場合は、実需者への販売が あったとしても交付対象に含める ことができません
- ⇒この場合、集出荷業者への販売 数量1,000kgのみが交付対象です

※実際の販売先区分とは異なっても実需者への 販売計画があった場合は、次の例4に従ってす べて交付対象とします

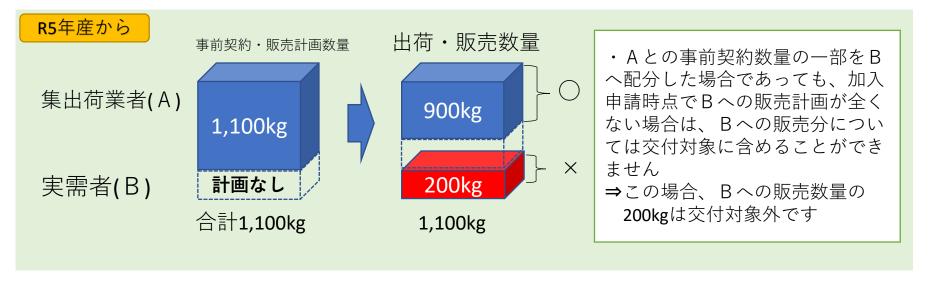
【例4】実需者への販売計画に対する、販売先区分の変更



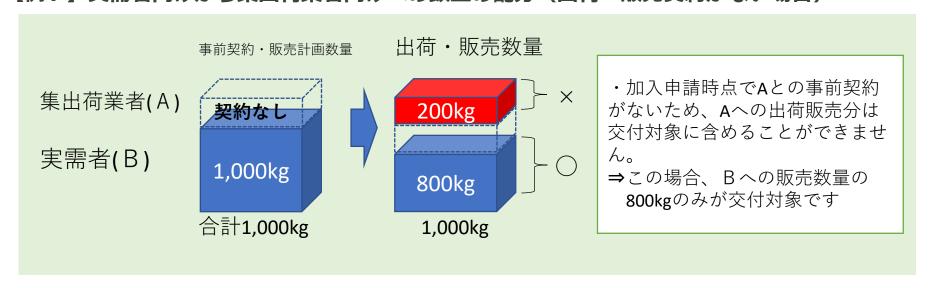
【例5】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分



【例6】集出荷業者向けから実需者向けへの数量の配分(販売計画がない場合)



【例7】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分(出荷・販売契約がない場合)



【例8】実需者向けから集出荷業者向けへの数量の配分(出荷・販売契約がある場合)

